

特定疾患医療費助成（突発性難聴、橋本病）の申請について

静岡県が指定した疾患（突発性難聴、橋本病）について医療費の助成を受けることができる制度です。保健所が申請を受理した日から助成が開始になります。

1 必要書類 ①～⑥は必須、⑦以降は該当する場合に必要

書類名	注意事項
① 支給認定申請書	事前に用意しなくとも保健所の窓口で記入可能です。
② 臨床調査個人票	医師が記入したものに限りです。
③ 健康保険証のコピー※1	患者様の保険証の種類によって、誰のものを提出するかが異なります。※1の表を確認してください。
④ 同意書	事前に用意しなくとも保健所の窓口で記入可能です。
⑤ 世帯全員の住民票	続柄を省略せず、3ヵ月以内に交付されたもの。
⑥ 市民税県民税課税証明書 所得が記載されているもの	加入している保険証によって誰のものが必要か異なります。 ※1の表を確認してください。 1～6月に申請する場合は前年度分、7～12月に申請する場合は当年度分。
⑦ 通帳等の写し	（市町村民税額が0円の方で非課税収入があり年額が80万円未満の方）障害年金、遺族年金、障害手当等通帳の写し等の受け取り金額がわかるもの。
⑧ 特定疾患受給者証の写し	（ご家族が特定疾患の助成を受けている方） 按分の対象となる場合があります。

※1 保険証、市民税県民税課税証明書の提出範囲

保険者名（称）	保険種別	保険者名（称）	保険種別
〇〇市、〇〇町、等	『国保』	〇〇後期高齢者医療広域連合	『後期高齢』
〇〇国民健康保険組合	『国保組合』	全国健康保険協会〇〇支部、 〇〇健康保険組合、 〇〇共済組合 等	『被用者』

保険の種類	健康保険証のコピー	市民税県民税課税証明書
国保（国保組合）	同じ住民票上の世帯の方全員分	健康保険証の記号番号が同じ方全員分
後期高齢	同じ住民票上の世帯の方全員分	同じ住民票上で、後期高齢に加入されている方全員分
被用者保険		
患者本人が被保険者（本人）の場合	患者本人分のみ	患者本人分のみ
患者本人が被扶養者（家族）の場合	患者本人分のみ	被保険者の分 ※非課税の場合は被保険者と患者本人のもの

2 申請先

中部健康福祉センター（中部保健所）地域医療課又は榛原分庁舎
（島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町にお住まいの方）

3 審査

- ・ 申請内容について、認定基準に基づいて審査を行います。（3ヵ月程度かかります）
- ・ 審査の結果、認定できない場合があります。

4 助成内容

認定された疾病の治療について、医療費の自己負担が3割の方は、2割となります（もともと1割または2割の方はそのまま）。負担上限月額を超えた場合、その月においては、その額を超えた金額は支払う必要はありません。

【自己負担上限月額】

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		原則	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収～80万円まで	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税 (所得割額)	7万1千円未満	10,000	5,000	
一般所得Ⅱ		7万1千円～25万1千円未満	20,000	10,000	
上位所得		25万1千円～	30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

5 更新

橋本病のみ更新申請をすると1年間有効期間を延ばすことができます。突発性難聴は更新がないため治療が継続している場合でも新規申請から1年間のみで終了となります。

問い合わせ先

静岡県中部健康福祉センター（中部保健所）
地域医療課 藤枝総合庁舎3階⑧窓口
〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1
TEL：054-644-9273
FAX：054-644-4471

榛原分庁舎
牧之原市役所榛原庁舎西館内
〒421-0422 牧之原市静波447-1
TEL：0548-22-1151
FAX：0548-22-5840